

社会権の自由権的側面を考える授業実践

生活困窮者からの社会保険料徴収は生存権侵害か？

岸 香おり (国際基督教大学高等学校)

1. 問題意識

高等学校公民科における社会権、特に生存権分野の学習は、決まりきったフレーズを覚えるだけの学習にとどまってしまうがちである。例えば、生存権のリーディングケースとなる朝日訴訟、堀木訴訟では、いわゆる「プログラム規定説」や「幅広い立法・行政裁量」などの概念を説明し、なぜこうした考えが出てくるのか、社会権の性質から説明するといったパターンをとることが多くなるだろう。しかし、こうした社会権、生存権でよく出てくる決まりきったフレーズに慣れてしまうと、生徒が真の意味で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されているとはどういうことかを考えることができなくなってしまう。そこで、これまでの生存権の持つイメージとは異なる視点を与えることによって、生徒にリアルな生存権の保障について考えてもらうことを模索したのが本授業実践である。

2. 社会権の自由権的側面

通常、社会権は自由権とは異なり、国家に対して積極的に施策を求める権利と捉えられるが、今回は社会権のもつ自由権的な側面に注目してみることにした。これは、生存権を例に挙げると、生活困窮者に社会保険料や税を徴収することなどにより、「健康で文化的な最低限度の生活」という自由領域に対して国家が何らかの介入をすることが許されるのかという問題である。この問題を考えるにあたって参考にしたのは、旭川国民健康保険料訴訟（最大判平成 18.3.1）である。この訴訟では、生活保護基準以下で生活をする恒常的生活困窮者への保険料の賦課が憲法 25 条の生存権に反するかどうかの問題となった。最高裁は、「恒常的生活困窮者には生活保護法による医療扶助等の保護を予定しているから、恒常的な生活困窮者を市町村が行う国民健康保険の被保険者となしえないものとしていることは著しく合理性を欠くということとはできない」旨を判示し、いわゆる「生活保護代替論」をとって、憲法 25 条に違反しないと判断した。

3. 授業実践

上記、旭川国民健康保険料訴訟の事例に加え、水島宏明 (2014) 『母さんが死んだーしあわせ幻想の時代に ルポルタージュ「繁栄」ニッポンの福祉を問う』ひとなる書房の中で紹介されている、生活保護を受けられなくて餓死した母親の実話を少しアレンジして、具体的な事例（生活に困窮しながら生活保護を受けられなくなったシングルマザーが、国民健康保険料の減免措置を訴えるという事例）を作成した。授業ではまず、通常社会権の性質（自由権との違いを強調）やリーディングケースとなる朝日訴訟や堀木訴訟について簡単に紹介した。その後、この事例を読んでもらい、「これまでに勉強した通常社会権と同じように扱ってよいか」、「生活困窮者だから、保険料減免措置ではなく、生活保護を受けるべきであるか（生活保護代替論を認めるか）」の 2 点について考えるグループワークを行った。授業実践の詳細や生徒の反応、課題等は発表時に説明する。